解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日
東京都港区芝五丁目三二番一一号
財団法人全国安全会議
清算人　椎谷　正

解散公告（第三回）

当社は、昭和四十六年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散したところ、残余財産の清算のため、平成二十四年三月二十一日、東京地方裁判所（平成二十四年（ヒ）第八十八号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日
東京都品川区東大井一丁目二一番六号
斎藤油業株式会社
清算人弁護士　倉橋　博文
連絡先　東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階L
M法律事務所

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月三十日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日
名古屋市緑区桶狭間二八〇四番地
名古屋市桶狭間中部土地区画整理組合
清算人代表　梶野　進

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日
大阪市中央区瓦町二丁目六番六号
特定非営利活動法人顧客満足指標研究会
代表清算人　矢野　昌則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日
大阪府交野市倉治一丁目一番一二号
財団法人二葉会
代表清算人　雲川　勝己

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日
大阪府交野市私部一丁目二二番一号
財団法人私部自治会
代表清算人　冨田　利一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年七月十五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日
鳥取県東伯郡琴浦町大字保五五番地の一
医療法人社団中野医院
清算人　中野　治

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日
岡山市北区三野一丁目二番一号
財団法人岡山市水道サービス公社
代表清算人　佐々木　聰

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日
長崎市油屋町一番一四号
特定非営利活動法人長崎県ボランティア協会
清算人　山本　直毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道虻田郡京極町字京極二三番地、最後の住所北海道虻田郡倶知安町南六条西二丁目三番地
被相続人　亡　和田よし枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十九日
北海道虻田郡倶知安町南一条東二丁目四番地七　ベルウッドビル三階　倶知安ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大沼　邦匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市橋本三丁目二八四番地、最後の住所青森市橋本三丁目四番一〇号
被相続人　亡　古川　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十九日
青森市本町一丁目二番二〇号青森柳町ビル九階　石橋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田村　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂市額田北郷一一四五番地、最後の住所茨城県鹿嶋市大字平井一一二九番地一〇
被相続人　亡　渡邉　道男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十九日
茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇七号種田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　種田　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂市下大賀九七六番地、最後の住所茨城県神栖市大野原四丁目六番二二号
被相続人　亡　岡崎かつよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十九日
茨城県神栖市大野原四丁目七番一一号鹿島セントラルビル新館五階
相続財産管理人　柴田　大輔

決　算　公　告

平成24年4月19日

中華人民共和国遼寧省大連保税区国際貿易総匯

大和事務処理中心大連有限公司

日本における代表者　恵藤　英郎

貸借対照表の要旨　（平成23年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び所有者持分の部	
流動資産	853,976	流動負債	64,099
固定資産	67,473	**負債合計**	**64,099**
有形固定資産	35,822	所有者持分	857,350
無形固定資産	14,103	払込資本金（あるいは株式資本金）	150,000
投資その他の資産	17,547	積立金	75,000
		未処分利益	632,350
		所有者持分合計	**857,350**
資産合計	**921,449**	**負債・所有者持分合計**	**921,449**